

# 第1回道路技術小委員会指摘事項について

---

# 道路技術基準(通達)の制定状況

○ 道路の主要構造物についての新設・改築の基準(通達)は、道路土工構造物以外は既に制定

新設・改築に関する基準		
橋梁	橋、高架の道路等の技術基準【H24】	
トンネル	道路トンネル技術基準【H元】	
	道路トンネル非常用施設設置基準【S56】	第2回道路技術小委員会
舗装	舗装の構造に関する技術基準【H13】	
	電線等の埋設物に関する設置基準【H11】	経過報告
土工	道路協会図書を準用	基準案を検討
附属物等	立体横断施設技術基準【S53】 ※	
	道路標識設置基準【S61】 ※	改正案を検討
	道路照明施設設置基準【H19】 ※	
	道路緑化技術基準【S63】 ※	

※新設、改築の基準に一般的な内容として一部点検、維持管理に係る記述有り  
【 】は制定年

○ 各分野別会議において、第一回小委員会における次の指摘事項を踏まえ検討

## 1. 分野横断的視点からの指摘

- 各分野で詳細に検討するとともに、分野横断的視点から検討することが必要 (共通)
- 植栽する樹種による舗装や土工等に対する影響への配慮が必要 (緑化)
- 標識のソフト面だけではなく、構造体の強度の観点からの検討が必要 (附属物)
- 盛土と橋梁等、連続・隣接する構造物の性能の連続性への配慮が必要 (土工)

## 2. 個別基準に係る指摘

- 緑化の基準検討において、景観法等他の計画との調和が必要 (緑化)
- 道路標識の維持管理に関し、知見の蓄積等今後の取組を踏まえる事が必要 (附属物)
- 電線等の埋設において、舗装の立場と併せ埋設物の立場からの検討も必要  
(無電柱化・舗装)

○ 各分野別会議において、国の定める技術基準に必要な事項として、次の基本的考え方を踏まえ検討

## 1. 性能規定

- ・ 構造物の設計にあたって与条件を踏まえ、構造物が満足すべき性能を規定

## 2. 構造物相互に影響のある事項の整合

- ・ 植栽と舗装、橋梁と盛土等相互に関連する構造物の技術基準について規定を調整

## 3. 維持管理、修繕に係る基準との関係

- ・ 道路法29条、30条に基づく新設・改築に係る基準と道路法42条に基づく維持管理、修繕に係る基準は別途制定を基本
- ・ 但し、現行の新設・改築の基準において、維持管理、修繕に係る事項が既に規定されているものについては、法42条に基づく基準を別途制定する際には、該当事項を削除

○各分野別会議において、他分野の専門家を招聘し、意見を踏まえ検討する体制を構築

## 【 分野別会議（現行6分野）】

道路土工構造物	道路附属物(標識)	道路緑化	橋梁	トンネル	舗装
<p>【座長】 常田 賢一 大阪大学大学院教授</p> <p>【小委員会委員】 笹原 克夫 高知大学教授</p> <p>【委員等以外の者】 増田 仁 中部地方整備局 高山国道事務所長 藤山 一夫 中部地方整備局 道路工事課課長補佐 岡田 力俊 奈良県技術管理課主幹 庭野 和浩 新潟県十日町市 建設課長 田山 聡 (株)高速道路総合技術研究所 斜面防災研究担当部長 松村 崇行 気象庁予報課 気象防災推進室長</p>	<p>【座長】 元田 良孝 岩手県立大学教授</p> <p>【委員等以外の者】 清水 哲夫 首都大学東京教授 稲野 茂 国土技術政策総合研究所 道路研究官 佐藤 幸基 関東地方整備局 交通対策課長 周郷 友義 東京都安全施設課長 村重 至康 (株)高速道路総合技術研究所 交通研究担当部長 香取 匡貴 首都高速道路(株) 交通安全推進課長</p>	<p>【座長】 濱野 周泰 東京農業大学教授</p> <p>【委員等以外の者】 栗原 正夫 国土技術政策総合研究所 緑化生態研究室長 後藤 勝志 関東地方整備局 特定道路工事対策官 大道 和彦 東京都公園緑地 部計画課長 首藤 繁雄 (株)高速道路総合研究所 緑化技術センター所長</p>	<p>今回該当なし</p>	<p>今回該当なし</p>	<p>今回該当なし</p>
<p>木村 嘉富 国土技術政策総合研究所 道路構造物管理システム研究官</p>	<p>木村 嘉富 国土技術政策総合研究所 道路構造物管理システム研究官</p>	<p>鈴木 美緒 東京工業大学大学院 総合理工学研究科助教</p>			

木村 嘉富 : 他分野の専門家